

長野市市民農園(長野市大岡中ノ在家クラインガルテン)使用のきまり

令和6年度

1. 農園の目的

長野市では市民の農業に対する理解を深め、都市との交流の機会を創造するため、市民農園を設置しています。

長野市大岡中ノ在家クラインガルテンは、都市部から遠距離に位置することから、「週末使用型市民農園」として、ラウベ（休憩小屋）を備えた市民農園です。

なお、クラインガルテンは、ドイツ語で「小さな庭」を意味します。

2. 農園の設置場所及び名称

| 設 置 場 所 | 名 称 |
|------------------|-------------------|
| 長野市大岡中牧 683 番地 1 | 長野市大岡中ノ在家クラインガルテン |

3. 農園を使用できる者

(1) 下記のいずれかに該当する者

ア 市から使用の承諾を受けた者（代表申込者）

イ 使用の承諾を受けた者と同居する家族(以下、「家族」という。)

ウ 使用の承諾を受けた者が使用者として届け出た者(以下、「グループ」という。)

エ 使用期間途中であっても追加で使いたい旨を届け出た者

(2) (1)に該当する者で、次の条件をすべて満たす者

ア 責任を持って区画の管理ができること

イ 借入れた農園の景観を保全助長できること

ウ 地域住民と積極的に交流する意思があること

エ その他、「長野市市民農園の設置及び管理に関する条例」等を遵守し、目的に沿った使用ができること

4. 農園の使用申込み

(1) 農園を使いたい者は、長野市市民農園使用申込書（様式第1号）

を市長（長野市大岡支所）に提出し、その承諾を受けていただきます。

(2) 使用期間途中から農園を使用する者は、長野市市民農園共同使用届出書（様式第2号）を市長（長野市大岡支所）に提出し、その承諾を受けていただきます。

(3) 使用期間の満了により、新たに募集する農園については、使用開始年度の前年度に募集します。

詳細はホームページ等でお知らせします。

(4) 途中解約による年度途中の募集については、ラウベ付農園は募集期間を定めて使用申込みを受け付け、農園のみについては、随時募集で先着順に使用承諾します。

(5) 使用の申込みをした者の数が募集数を超える場合は、公開抽選により使用者を決定します。

5. 応募資格

(1) 代表申込者は、大岡地区及び市内の近隣中山間地域に住所を有しない者（ただし、農園のみの使用者はその限りではない）

(2) 自ら農園を使用し、耕作できる者

6. 使用できる期間及び使用料

(1) 使用期間は3年以内とし、長野市市民農園使用決定通知書に記載の期間とします。

（3年を1期契約）

- (2) 中途解約は原則として認めませんが、諸般の事情により使用継続ができない場合は、できるだけ早期に長野市市民農園使用解約届（様式第3号）を提出してください。なお、中途解約した場合、納付済みの使用料は還付しません。
- (3) 使用料は毎年4月にお支払いいただきます。

| 規 格 | 使用期間 | 料 金（年 額） |
|---------|------|----------|
| ラウベ付き農園 | 3年間 | 209,500円 |
| 農園のみ | 3年間 | 15,700円 |

ただし、条例の規定により使用料が変更されたときは、その額とします。

中途使用の場合の使用料、納付時期は別途指定します。

- (4) 農園の使用は、ラウベ付き農園、農園のみを合せて3区画を限度に使用できます。
- (5) 農園を追加で使用する場合は使用期間は、ラウベ付き農園を使用している者が農園のみを追加で借りた場合は、ラウベ付き農園の使用期間とします。
また、農園のみを使用している者が追加で農園のみを使用する場合は、既に使用している農園のみの使用期間とします。
- (6) 使用開始初年度は、施設整備のため引渡しは4月中旬となります。

7. 農園で栽培できる作物について

- (1) 農園における栽培作物は、自家消費のものに限定します。
- (2) 農園では、原則永年性の作物の栽培は禁止します。
- (3) 野菜や花等の作物でも、他の使用者の迷惑となる場合は栽培を禁止するなど、栽培方法について制限することがありますのでご了承ください。
- (4) 農園の返還時には作物及び工作物はすべて撤去してください。

8. 使用者に守っていただくこと

- (1) 使用者は、条例の規定やこの使用のきまりを必ず守ってください。
- (2) 使用の承諾を受けた者（代表申込者）は、3に規定する農園を使用できる者の代表者として、使用区画を責任持って管理するほか、使用者が正しく使用するように指導してください。
- (3) 共同施設（休憩棟）に備え付けてある管理機や草刈機等は自由に使用できますが、使用後は各自きれいに清掃をし、燃料を満タンにしてお返してください。
- (4) 使用者は、農園及び共同施設（通路等共用部分を含む）を美しく保つように、ゴミの持ち帰り、清掃・美化等に積極的にご協力ください。
- (5) 農園での野焼きは禁止です。ゴミは燃やさずお持ち帰りください。また、収穫した野菜のくずや枝葉については畑で処理するようご協力をお願いします。
- (6) ラウベは、住居ではありませんので、長期滞在及び住所を移して住むことはできません（居住はできません）。
- (7) 一部のラウベについては、玄関及びテラスの戸がオートロック式になっていますので、鍵を中に入れたままロックしないようご注意ください。仮に鍵を中に入れたままロックしてしまったときは、大岡支所までご連絡ください。（026-266-2121）
- (8) ラウベについて、冬期間、長期に使用しない場合は、必ず水抜きを行ってください。
- (9) ラウベの使用料及び水道料の納入については、口座振替をご利用ください。大岡支所に依頼書があります。
- (10) 工作物を設置する場合並びにやむを得ずラウベ内の模様替を行う場合は、長野市市民農園（長野市大岡中ノ在家ラインガルテン）模様替・増築・敷地内工作物設置承認申出書（様式第4号）を提出して許可を得てください。

9. 使用承諾の取消し

次のいずれかに該当するときは、使用の承諾を取り消します。

- (1) 「長野市市民農園の設置及び管理に関する条例」の規定に違反したとき
- (2) 使用の申込みに偽りがあったとき
- (3) 使用料金を3ヶ月以上滞納したとき
- (4) この「使用のきまり」に違反したとき
- (5) 使用の承諾を受けた農園の区画の管理を1ヶ月以上放棄しているとき(冬期間は除く)
- (6) 他の使用者に損害を与えるような行為があったとき
- (7) 3の届出による使用者以外の第三者に区画を使用させたとき
- (8) 農園で営利行為を行ったとき又は収穫した作物を営利目的で販売等をしたとき
- (9) 複数の他の使用者から使用が不適切であると指摘されたとき
- (10) その他、管理上支障があるとき

10. 使用期間が終了するとき

- (1) 使用期間が終了するとき又は使用の承諾が取り消されたときは、農園(ラウベを含む)は原状回復してから返還してください。
- (2) ラウベに関わる、電気、ガス、水道の解約手続きを行い、くみ取り、雑排水処理槽の清掃を必ず行ってください。(手数料は使用者負担)
- (3) 使用期間終了年度は、農作物を片付け、雪が降る前に農園の耕耘を行ってください。なお、ラウベについては、使用期間終了年度中に市職員が立会い、返還のための検査を行います。
- (4) 使用期間が終了する区画については、終了年度の下半期に新規の募集を行います。
再度使用の希望がある場合は、ホームページ等で募集状況をご確認ください。新規応募の方と同様の取扱となりますので、募集期間中に申込書を提出していただきます。複数の申込みがあった場合は、抽選となりますので、これまでと同じ区画が継続して使用できるとは限りません。
- (5) 抽選会等で、今までと同じ区画に決定した場合は返還の検査は行わず、書類のみの手続となります。